

大阪府地域医療確保修学資金等貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保に資するため、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5で規定する病院（以下「病院」という。）において医師の業務に従事しようとする者に対し、修学又は研修に要する資金（以下「修学資金等」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 臨床研修 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修
- 二 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（医学を履修する課程に限る。）
- 三 高等学校 学校教育法第1条に規定する高等学校
- 四 大阪府キャリア形成プログラム 医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により、医療法（昭和23年法律205号）第30条の23第2項第1号に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、大阪府が策定する計画であって、コースごとに作成するもの
- 五 指定診療業務 修学資金等の貸与を受けた者が、貸与期間を終了した後に大阪府内に所在する病院において従事する診療業務であって、次のイから二に該当するもののうち、別に定めるもの
 - イ 総合周産期母子医療センターに指定された医療機関又は地域周産期母子医療センターに認定された医療機関における産婦人科・産科・小児科（新生児診療業務に限る）・新生児科・小児外科・新生児外科における診療業務
 - ロ 小児中核病院又は小児地域医療センターに指定された医療機関における小児科・新生児科・小児外科・新生児外科における診療業務（ただし、少なくとも3年間は小児地域医療センターにおいて指定診療業務に従事する必要がある。）
 - ハ 救命救急センターにおける診療業務
 - ニ 総合診療専門研修、新家庭医療専門研修及び病院総合診療専門研修の基幹施設に指定された医療機関における総合診療業務
 - ホ 総合診療と内科専門研修のダブルボードが可能な基幹施設に指定された医療機関における総合診療と内科における診療業務並びに感染症学会認定病院及び第二種感染症指定医療機関における感染症診療業務
- 六 義務に属する診療業務 大阪府内で実施される臨床研修（以下「府内臨床研修」という。）の後に従事する大阪府内に所在する病院における指定診療業務及び人口当たりの病院勤務医師数が大阪府全体の数値を下回る二次医療圏として別に定める地域（以下「医師不足地域」という。）に所在する公立病院等における診療業務

(貸与の対象)

第3条 知事は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる者で、第13条第1項第1号から第4号に規定する期間、同号に掲げる業務に従事しようとする意志を有する者に対し、修学資金等を貸与する。

- 一 大学に在籍する5年次以上の者で、府内臨床研修を受ける意志のある者。ただし、大阪府外の大学に在籍する者にあつては、大阪府内の高等学校を卒業した者又は貸与を受けようとする者若しくはその保護者が大阪府内に住所を有する者とする。
- 二 府内臨床研修を受ける医師
- 三 大阪公立大学、大阪医科薬科大学、関西医科大学及び近畿大学（以下「府内4大学」という。）において医学を履修する課程に在学する者のうち、地域医療に従事する意志を持って、平成22年度から令和元年度までに入学した者
- 四 前号に掲げる者のうち、大阪府キャリア形成プログラムの適用に同意した者
- 五 府内4大学において医学を履修する課程に在学する者のうち、地域医療に従事する意志を持って、令和2年度以降に入学し、大阪府キャリア形成プログラムの適用に同意した者

（貸与期間、貸与金額及び利子）

第4条 修学資金等の貸与期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 前条第1号に掲げる者 貸与契約に定められた月から、大学を卒業し、府内臨床研修を修了する日の属する月までの期間。ただし、48月を上限とする。
- 二 前条第2号に掲げる者 貸与契約に定められた月から、府内臨床研修を修了する日の属する月までの期間。ただし、24月を上限とする。
- 三 前条第3号、第4号及び第5号に掲げる者 貸与契約に定められた月から、大学を卒業する日の属する月までの期間。ただし、72月を上限とし、同一学年に対し、貸与は1回限りとする。

2 修学資金等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 前項第1号に掲げる者が大学に在籍する期間 月額200,000円
- 二 前項第1号及び第2号に掲げる者が府内臨床研修を受ける期間 月額150,000円
- 三 前項第3号に掲げる者が大学に在籍する期間 月額100,000円

3 修学資金等の利子は、年10パーセントとし、修学資金等の交付を受けた日の翌日から貸与期間が終了した日又は第9条の規定により貸与を取り消された場合においては貸与を取り消された日までの期間のいずれか少ない方の日数に応じ、計算する。

ただし、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（貸与の申請）

第5条 修学資金等の貸与を受けようとする者は、別に定める申請書に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第6条 前条の規定により修学資金等の貸与を受けようとする者は、前条の申請をする際、連帯保証人2名（連帯保証人のうち法定代理人があり、当該法定代理人が法人の場合はその法人と他1名）を立てなければならない。

（貸与の決定）

第7条 知事は、第5条の申請を受けたときはその内容を審査し、適当と認めるときは修学資金等の貸与を決定する。

(貸与契約)

第8条 前条の規定により修学資金等の貸与の決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、別に定めるところにより知事と貸与契約を締結しなければならない。

(貸与の決定の取消及び停止)

第9条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第7条の貸与の決定を取り消すものとする。

- 一 大学を退学したとき
- 二 府内臨床研修を中止したとき
- 三 修学資金等の貸与を辞退したとき
- 四 死亡したとき
- 五 その他修学資金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

2 知事は、借受者が大学を休学し若しくは停学の処分を受けたとき又は府内臨床研修を休止したときは、休学し若しくは停学の処分を受けた日又は府内臨床研修を休止した日の属する月の翌月の分から復学し、又は府内臨床研修を再開した日の属する月の分までの修学資金等の貸与を行わない。

この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金等があるときは、その修学資金等は当該借受者が復学し、又は府内臨床研修を再開した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第10条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸与を受けた修学資金等の全額と第4条第3項に規定する利子の額を合計した額を、知事が定める日までに一括して返還しなければならない。ただし、次条に基づき返還債務の履行猶予を受けたときはこの限りではない。

- 一 第9条の規定により修学資金等の貸与の決定を取り消されたとき
- 二 貸与期間が終了したとき

2 修学資金等を返還しなければならない者が、正当な理由なく修学資金等に利子を加えた額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年率14.5パーセントの割合で計算した額の遅延利子を支払わなければならない。

3 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(返還債務の履行猶予)

第11条 知事は、借受者が義務に属する診療業務に従事しているときは、その状況が継続している期間、修学資金等の返還を猶予する。

2 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その状況が継続している期間、修学資金等の返還を猶予することができる。

- 一 第9条第1項第3号の規定により修学資金等の貸与を取り消された後も引き続き大学に在籍しているとき
- 二 学校教育法第97条で規定する大学院（医学を研究する課程に限る。）の課程に在籍してい

るとき

- 三 医師国家試験の合格に向けて勉学に励んでいるとき（大学を卒業した後、1年6カ月の間に限る。）
- 四 義務に属する診療業務以外の診療業務に従事しているとき
- 五 府内臨床研修を受けているとき
- 六 その他知事が必要と認めるとき

3 前二項の規定により、修学資金等の返還の猶予を受けようとする者は、知事に申請しなければならない。

（返還債務の履行猶予の取消）

第12条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の返還債務の履行猶予を取り消すものとする。

- 一 大阪府外で臨床研修を受けることになったとき
- 二 4年間を超える期間、義務に属する診療業務に従事しなかったとき
- 三 第3条第4号及び第5号に掲げる者について、大阪府キャリア形成プログラムから離脱するとき
- 四 第3条第4号及び第5号に掲げる者について、大阪府キャリア形成プログラムの一時中断事由が虚偽であることが判明した後、即時に当該プログラムに基づく就業をしなかったとき
- 五 その他、修学資金等の目的から猶予を認めることが適当でないと認められるとき。

（返還債務の当然免除）

第13条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の返還債務を免除するものとする。

- 一 第3条第1号に掲げる者について、大学を卒業した後、1年6月以内に医師の免許を取得し、引き続き府内臨床研修を受けた場合において、府内臨床研修を修了した後、貸与相当期間（最初の貸与決定を行った日の属する年度の4月から最後に貸与を行った日の属する年度の3月までの月数とする。ただし、貸与の停止が行われたときはこの期間を除くものとする。以下同じ。）の2分の3に相当する期間（ただし、当該期間が3年に満たない場合は3年間）、指定診療業務に従事したとき
- 二 第3条第2号に掲げる者について、府内臨床研修を修了した後、貸与相当期間の2分の3に相当する期間（ただし、当該期間が3年に満たない場合は3年間）、指定診療業務に従事したとき
- 三 第3条第3号に掲げる者について、大学を卒業した後、1年6月以内に医師の免許を取得し、貸与相当期間の2分の3に相当する期間、大阪府内に所在する病院において診療業務に従事し、かつ、府内臨床研修を修了した後、勤務期間のうち5年間、次に掲げる診療業務のいずれかに従事したとき。なお、この場合において、貸与期間の2分の3に相当する期間には、府内臨床研修を受けている期間及び総合診療コース又は感染症コースを選択した場合において、大阪府外の医療資源が乏しい地域に所在する医療機関で総合診療専門研修を受けている期間を含むものとする。
 - イ 指定診療業務
 - ロ 人口当たりの病院勤務医師数が大阪府全体の数値を下回る二次医療圏として別に定める地域に所在する公立病院等における診療業務
- 四 第3条第4号及び第5号に掲げる者について、大阪府キャリア形成プログラムを満了したとき。ただし、大阪府キャリア形成プログラムの満了には、大学を卒業した後、1年6月以

内に医師の免許を取得し、引き続き貸与相当期間の2分の3に相当する期間、大阪府内に所在する病院において診療業務に従事し、府内臨床研修を修了後4年間以上は、大阪府が定める医師不足地域に所在する病院に勤務し、加えて、府内臨床研修を修了後5年間以上、指定診療業務に従事することを原則とする。なお、次に掲げる期間は、貸与期間の2分の3に相当する期間に含むものとする。

イ 府内臨床研修を受けている期間

ロ 総合診療コース又は感染症コースを選択した場合において、大阪府外の医療資源が乏しい地域に所在する医療機関で総合診療専門研修を受けている期間

五 前四号に規定する業務に従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項第1号から第4号に規定する指定診療業務は、府内臨床研修を修了するときに、借受者の希望を参考に知事が指定するものとする。

3 第1項の規定の適用において、就業規則等により勤務を禁止又は免除された期間を除き、疾病、負傷その他の事由により業務に従事することができなかった期間がある場合には、当該期間は指定診療業務を継続しているものとみなすが、業務に従事した期間には算入しないものとする。

(返還の裁量免除)

第14条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の返還債務を免除することができる。

- 一 前条第1項第5号に規定する場合を除くほか、死亡又は障がいにより修学資金等を返還することができなくなったとき
- 二 災害等により生死不明となったとき
- 三 その他、知事が必要と認めるとき

(返還免除の申請)

第15条 第13条第1項又は前条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は知事に申請しなければならない。

(届出等)

第16条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出なければならない。

- 一 大学を卒業したとき
- 二 府内臨床研修を開始したとき
- 三 医師免許を取得したとき
- 四 府内臨床研修を修了したとき
- 五 指定診療業務に従事を開始したとき
- 六 その他知事が必要と認めるとき

2 借受者は、修学資金等の返還の債務を負うことがなくなるまでの間、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出なければならない。

- 一 退学、休学、又は停学の処分その他の事由により、大学における医学課程の修学に変更が生じたとき
- 二 府内臨床研修を中止又は休止したとき
- 三 就業先を変更したとき
- 四 氏名又は住所を変更したとき
- 五 連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名又は住所（連帯保証人のうちに法定代理人があり、当該法定代理人が法人である場合にあっては、その名称若しくは住所又はその代表者の氏名）に変更があったとき
- 六 前各号に掲げる事由のほか、身上に異動が生じたとき

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日等)

この要綱は、平成21年3月24日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は、平成22年3月24日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条第3項の規定は、平成21年3月24日から適用する。

附則

(施行期日等)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に改正前の要綱に基づき貸与契約を締結した者については、従前の例による。